

令和6年度 第1回神戸市就学・教育支援委員会 次第

令和6年6月6日（木）15:00～
神戸市総合教育センター701号室

1. 開会

2. 内容

- (1) 視覚障害教育部会のまとめ より

- (2) 特別支援教育相談センター状況報告

- (3) 校内支援委員会「判断報告書」の検討

- (4) その他
 - ① 令和5年度 就学支援の状況
 - ② 児童生徒の状況について
 - ・特別支援学級設置状況と児童生徒数
 - ・特別支援学校児童生徒数の推移
 - ・通級指導幼児児童生徒数

3. 事務連絡

<今年度開催日程（予定）>

【第2回】 9月26日（木）15:00～17:00

【第3回】 12月12日（木）15:00～17:00

【第4回】 2月13日（木）15:00～17:00

<配布資料>

資料1 視覚障害教育部会のまとめ

資料2 特別支援教育相談センター状況報告

参考資料 ・神戸市就学・教育支援委員会開催要綱

神戸市就学・教育支援委員会開催要綱

令和4年4月1日
教育長決定

(趣旨)

第1条 特別な教育的支援が必要な就学予定児及び学齢児童生徒（就園予定児も含む。以下、「学」又は「校」とある場合は幼稚園及び義務教育学校を含み、「児童生徒」とある場合は幼稚園児を含む。）について、特性に応じて適切な教育を受けられるよう、教育委員会が就学・教育についての的確に判断・指導するために必要な助言を行うこと、及び特別支援教育に関する専門的な意見を述べることを目的とし、神戸市就学・教育支援委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項についての役割を担う。

- (1) 特別支援教育に関する専門的な助言・意見。
- (2) 障害の種類や程度に応じた適切な就学先決定に関する助言。
- (3) 就学後の学校及び学びの場の変更等についての助言。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 言語聴覚士
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15名以内とする。

(委員長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は、会議の進行をつかさどる。
- 3 教育長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行するものを指名する。

(関係者の出席)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、説明又は、意見を聴くことができる。

(部 会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

(任 期)

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務及び個人情報保護義務)

第8条 委員、会議に出席した関係者は、職務上知り得た秘密を漏らし、または職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協力の要請)

第9条 委員会は、運営上必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の公開)

第10条 委員会は、これを公開とする。ただし次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29号)第10条各号に該当すると認められる情報について助言・意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(事 務)

第11条 委員会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、本要綱に基づいて、「神戸市就学支援委員会開催要綱」は廃止する。

○視覚障害教育部会 意見のまとめ

令和5年6月1日に開催された「神戸市就学・教育支援委員会」にて、今後の視覚障害教育の方向性を考えていくため「視覚障害教育部会」を設置することとし、令和5年10月30日～令和6年2月5日まで、計3回の部会を開催し、適切な学びの場について、以下の意見をいただいた。

(1) 集団での学びの場

児童生徒・保護者のニーズに応じた集団での学びの環境をつくるため、下記のような学びの場を選択できる環境を整えること。

- ①地域の小中学校（視覚障害の特別支援学級）
- ②視覚障害教育に特化した学びの環境
- ③知的障害部門のある特別支援学校に併置

(2) 教員の専門性の確保

地域の小中学校で学ぶ場合は、市立盲学校と同じ質の教育が担保できるよう、教員を育てる仕組みの構築が必要と考える。

教員の専門性の継続的な確保や家族同士のつながりの場を提供していくために、ひとみ教室のような視覚障害教育におけるセンター的機能の拡充・充実の検討が必要。また、センター的機能の拡充・充実を図るにあたっては、例えば、市立盲学校の教職員のような経験豊富な人材を積極的に活用し、知識・経験の共有が必要と考える。

(3) 学校内の環境整備

子どもたちが地域の小中学校や特別支援学校で安心して学んでいくためには、視覚障害の特性に応じたハード面や備品等の対応や、児童生徒の特性に応じたカリキュラムの検討が必要と考える。

(4) 就学前を含めた家族同士の連携

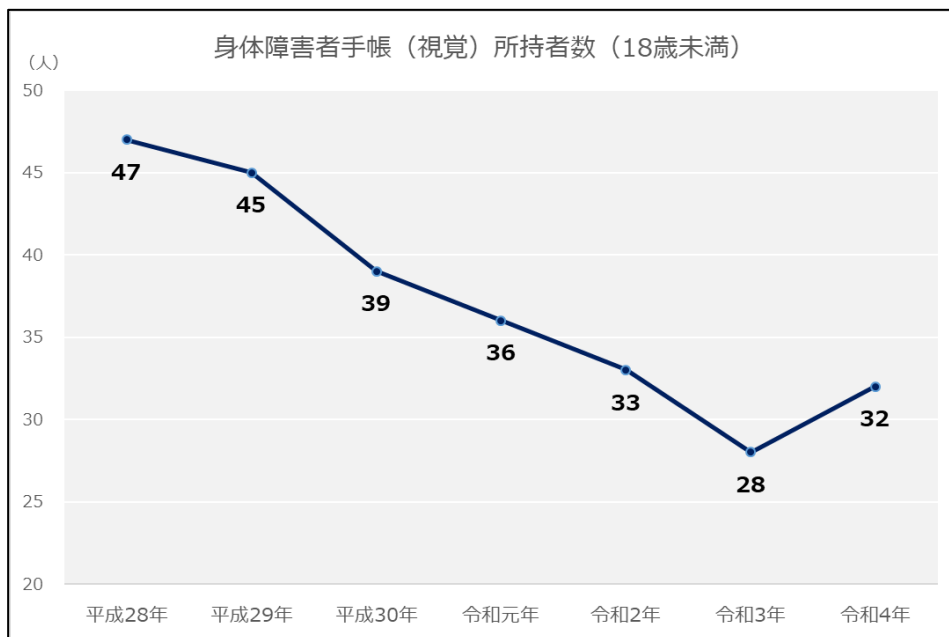
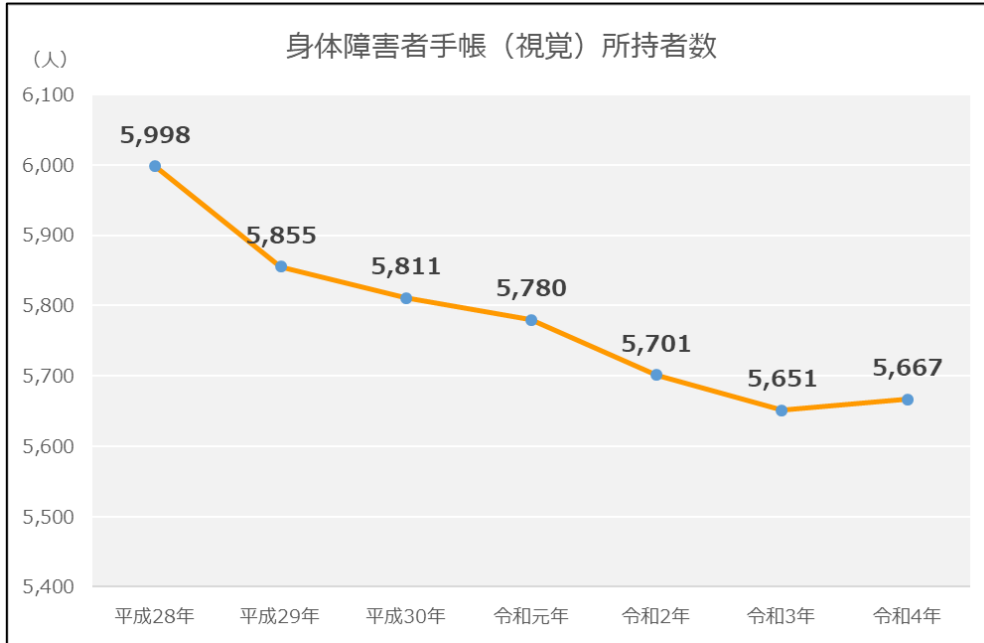
児童生徒や保護者が、同じ悩みや思いを共有、共感する場の確保も必要である。また、視覚障害の子を持つ親同士のつながり等も大事である。

ひとみ教室のような視覚障害教育におけるセンター的機能の拡充・充実によって、家族同士のつながりの場を提供していくほか、関係部局とも連携することで、就学前の視覚障害の子どもと家族の状況を速やかに把握し、そのうえで、子どもだけでなく、親同士のつながりの場の確保が必要と考える。

1. 視覚障害教育を取り巻く現状について

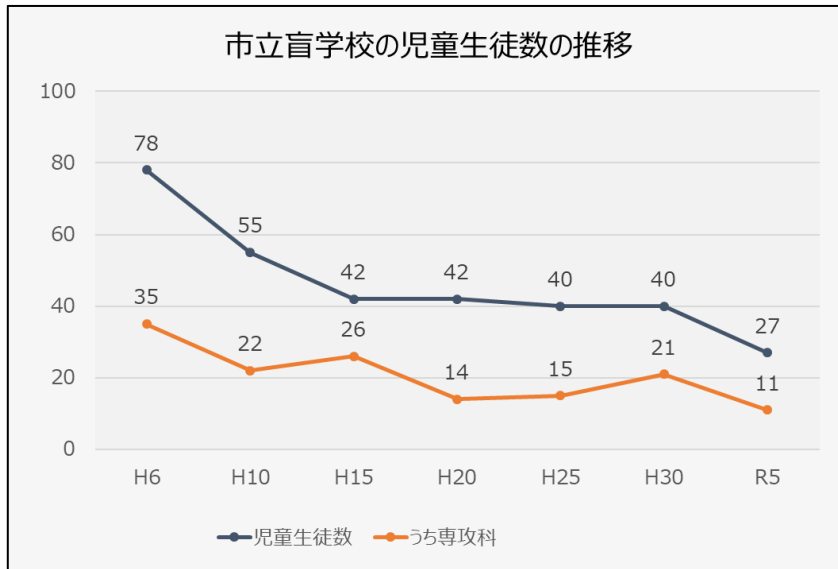
(1) 視覚障害者数の推移

- ・市内在住の身体障害者手帳（視覚）の所持者数は年々逡減している（平成 28 年度：5,998 人→令和 4 年度：5,667 人 約△5.5%）。
- ・特に、18 歳未満の身体障害者手帳（視覚）の所持者数は年々減少しており、令和 4 年度（32 人）の手帳所持者数は、平成 28 年度（47 人）と比較すると 3 分の 2 程度まで減少している。



(2) 市立盲学校について

- ・市立盲学校の児童生徒数は年々減少しており、令和5年度(27人)の児童生徒数は、平成6年度(78人)と比較すると3分の1程度まで減少している(なお、令和6年度は25人を見込んでいる)。
- ・同様に、専攻科についても生徒数は年々減少しており、令和5年度(11人)の生徒数は、平成6年度(35人)と比較すると3分の1程度まで減少している。

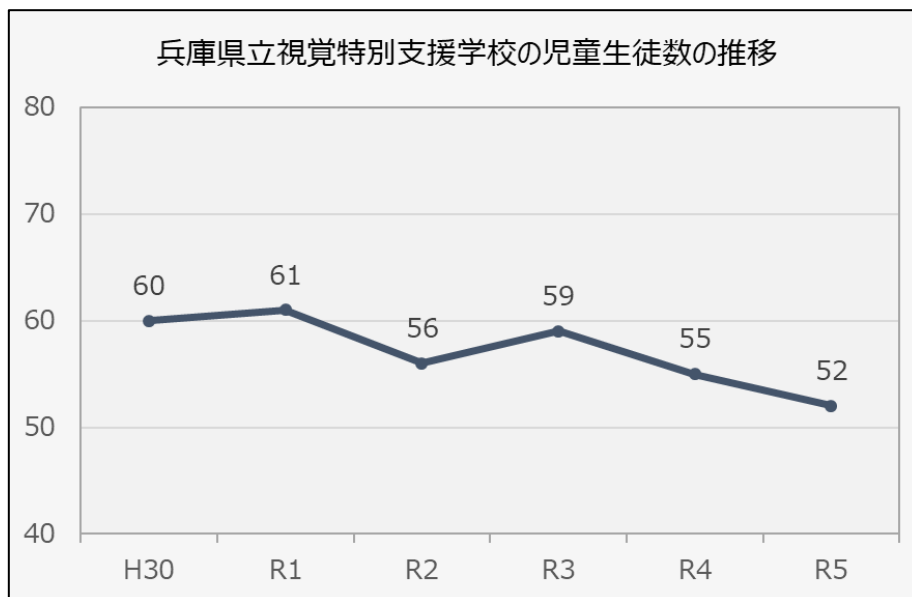


令和5年度市立盲学校児童生徒数内訳(人) 令和5年5月1日時点

幼児	小学部						中学部			高等部												合計
										本科						専攻科						
										普通科			保健医療科			療養科			保健療養科			
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年					
1			1	2		1	2	1			4	1			1	4	1		5	1		27
	6						3			5			1			5			6			

(3) 県立視覚特別支援学校について

- ・ 県立視覚特別支援学校の児童生徒数は、平成 30 年度（60 人）と令和 5 年度（52 人）を比較すると 15%程度減少している。
- ・ また、県内においては、平成 21 年 3 月をもって県立淡路視覚特別支援学校が閉校となり、県立視覚特別支援学校は現状の 1 校となっている。



(参 考) 市内学齢期の全体の児童・生徒数（人口）〔実績〕(2014 年～2023 年)

	年度									
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
7	12,998	13,266	13,057	13,133	12,742	12,558	12,205	12,324	11,944	11,744
8	13,234	13,006	13,287	13,058	13,154	12,759	12,574	12,180	12,319	11,925
9	12,914	13,260	13,057	13,274	13,057	13,161	12,769	12,557	12,191	12,354
10	12,958	12,927	13,290	13,078	13,332	13,082	13,217	12,758	12,566	12,203
11	13,447	13,006	12,929	13,308	13,099	13,346	13,121	13,237	12,784	12,605
12	13,756	13,446	13,051	12,931	13,349	13,122	13,369	13,152	13,225	12,803
13	13,502	13,806	13,498	13,068	12,952	13,374	13,167	13,360	13,169	13,231
14	13,717	13,503	13,773	13,506	13,066	12,925	13,397	13,160	13,341	13,183
15	13,917	13,737	13,498	13,774	13,513	13,079	12,913	13,396	13,167	13,367
16	14,294	13,925	13,761	13,527	13,770	13,493	13,106	12,916	13,365	13,181
17	13,969	14,270	13,901	13,746	13,494	13,739	13,462	13,040	12,891	13,348
18	13,932	14,160	14,465	14,085	13,958	13,673	13,836	13,576	13,166	13,003
総計	188,930	188,414	187,376	185,733	184,117	182,783	181,505	179,374	177,211	174,676

2. 部会での主な意見

(1) 集団での学びの場について

- ・子どもの数が少なくなると、同じ年代の子どもたちと交流することができない。子どもは同世代の子供と触れ合いながら学び発達していくが、その機会を持ってないことが問題。
- ・これからは、盲学校への進学だけでなく、色々な選択肢を考えていくべきであると思う。ただ、選択肢によっては親同士のつながりがなくなることや、背伸びをしてつぶれてしまうことも考えられるため、しっかりと考えていくべき。
- ・学びの場の選択において、複数の選択肢があることは大切であり、その選択肢として、地域の小中学校の特別支援学級や、あるいは特別支援学校など、様々な選択肢が用意できればよい。
- ・神戸市には、市立盲学校と県立視覚特別支援学校があり、設置学部・学科も同じである。そのような神戸市の環境を利用して、様々な選択肢を増やしていくことが大事。
- ・同級生をはじめとした地域（集団）での学びの場というのは、子ども自身が刺激を受けることや、社会性の醸成という点において有効。
- ・市立盲学校は単一障害の児童生徒が多いようであるが、他の障害と視覚障害を併せ有する方も一定の割合でいらっしゃるため、重複障害の方へも手厚くサポートしていくべきである。
- ・幼稚園の入園前においても、視覚障害のある幼児の保護者から、地域の幼稚園に通ってみたいという声を聞くことがある。
- ・兵庫県の視覚特別支援学校の在籍数は減少傾向で、平成 21 年には県立淡路視覚特別支援学校が閉校したが、それ以降も減少している。
- ・地域校では、障害に関係なく自然に接している様子が見える。視覚障害であっても、地域校で学ぶ有効性はあると思う。
- ・同世代の子どもがほとんどいないという環境自体は、必ずしも子どもたちにとってプラスではないと思う。
- ・集団での学びの場の必要性は、誰もが思っていることだと思う。盲学校の在籍数が減少している状況において、保護者が多様な学びの場を求めていることも事実であると思う。
- ・少しでも保護者の思いに寄り添った支援を提供できるよう、整備をしていく必要がある。
- ・視覚障害教育については、現在の在籍数等を踏まえ、考えないといけない時点になっている。

(2) 教員の専門性の確保について

- ・（視察を通じて）地域に受け入れられて一緒に過ごすことはとてもよいと思うが、盲学校の必要性や、視覚障害教育の専門性の大切さを改めて感じた。
- ・（視察を通じて）授業の様子を見学したが、間違った理解をしたまま、授業を終了してしまうこともあると感じ、学ぶというより、時間を共有しているという印象を受けた。
- ・視覚障害教育は、盲学校でしかできないことがまだまだある。地域校には課題がたくさん

んあると思うため、十分な支援が必要である。

- ・今後、地域で学ぶことも大切だと思うが、色々な方が専門性を勉強して、受け入れていかないといけない。
- ・各地域校で学ぶことになると、これまでと同じ質の教育を担保できるよう、教員を育てる仕組みを構築しておくことが必要。
- ・盲学校の機能や、専門性のある教員をどう活かしていくのかを考えながら、あり方を考えていくべき。
- ・単一の視覚障害教育は以前から確立されているが、視覚障害とその他の障害を併せ有する子どもに対する教育が重要だと思う。
- ・視覚障害においては、重複障害の子どもが多くなっているため、必要な知識がかなり複雑な状況である。教育委員会がそのあたりをサポートできる手立てがあるとよい。
- ・今後実践研修等において、センター的機能を活用しながら、教員の質を高め、受け入れる体制を整えることが大切だと思う。
- ・学校を卒業後に、就労をサポートできる仕組みも必要。今は学校がその機能を担っていると思うが、子どもの選択の幅を広げるためには、国立の神戸視力障害センター等との連携もこれから一層していかないといけない。
- ・現在の視覚障害者は、色々な職種に就く方や、大学へ進学する方も増えてとてもよいことだと思うが、視覚障害者にとって一番の仕事だと言われている、あん摩マッサージ指圧師やはり師、きゅう師は継続してほしい。
- ・安易にインクルーシブ教育ということだけで進めると、専門的なサポートや教育ができるのか懸念される。専門的な人材の活用や、学校の施設整備、予算の確保なども必要になる。集約させるほうが少ない人員で対応でき、専門性も高まると思う。
- ・神戸市内には県立視覚特別支援学校もあり、今後検討していく地域校、知的障害部門がある他の特別支援学校との併置など、どの選択肢にもメリット・デメリットがあるが、いずれにしても、センター的機能の強化は必要である。

(3) 学校内の環境整備について

- ・(地域校において) 拡大教科書だけではなく、点字の指導が必要になってくるなど、特別な指導ができる教員の専門性が欠かせない。
- ・早い年齢から IT を使うことができれば、他校とのやり取りや、同年代の子どもたちとの交流もスムーズにできると思う。
- ・(視察を通じて) 大阪府の公立小学校は、地域校のインクルーシブな環境で児童を受け入れるために、施設やハード面等でしっかりと準備をされている。
- ・教員の配慮や子ども同士のサポート体制などにおいて、特別な意識ではなく、児童生徒のことをみんなで考えているという雰囲気があればよい。
- ・地域校に視覚障害の特別支援学級があれば、保護者も選択することができてよいと思うが、点字指導ができる教員がいない等、現状のままでは難しいと思う。
- ・大学教育において視覚障害者の可能性は広がっている。そのためには、小学校などにお

いて早く点字を覚えることが必要である。

(4) 就学前を含めた家族同士の連携について

- ・児童生徒や保護者が、同じ悩みや思いを共有、共感する場の確保も必要。
- ・地域の学校で学ぶには、教員の専門性の確保や環境整備だけでなく、視覚障害の子を持つ親同士のつながり等の課題もある。家族を含んだ視点で、家族単位で様々な場で支えて、育むことが大切。
- ・家庭の教育力を高めると学校教育がやりやすくなる。そのためには、家族を大事する、家族支援が重要である。家族と各関係機関が連携して、生まれてから成長するまで見守ることができればよいと思う。
- ・選択肢を増やした場合に、専門的な知識・経験のある教員の確保や、次世代の人材育成をどうするのか。また、同じ障害のある子ども同士のつながりや、保護者が気持ちを共感し、共有するネットワークの構築など課題もある。
- ・聴覚障害のある幼児の場合は、地域の園に通いながら療育センターにも通う、並行通園を利用されている。視覚障害でもそのような仕組みをつくっていく必要があると思う。
- ・地域の保健師は早期に子どもの状態を把握できるため、関係機関が早い段階からつながりを持てるよう、ネットワークの在り方も見直していく必要がある。
- ・医療機関で視覚障害の診断を受けたら、すぐにそれに合わせた教育を始めると、その成果が出ると言われている。そのための準備と、教員の養成が必要だと思う。
- ・児童生徒数が減っている状況の中、学校ベースだけで考えるのではなく、家族単位で考え、保護者・福祉・教育が、継続して連携することができると、視覚障害教育が伸びていくと考える。

特別支援教育相談センターの状況

I 就学相談

(1) 5歳児の就学相談

① 就学に関する説明

就学に向けた学びの場を選択する際の参考にしていただくため、就学に関する説明動画を視聴していただけるよう Web 配信している。

② 個別の就学相談

個別の就学相談の申込を 4 月 16 日より開始しており、5 月 17 日時点で 277 件の申し込みを受けている。今年度は以下の会場にて行う。

◆会場の申し込み件数状況

	療育センター	KEC	北区文化 C	北神区文化 C	西区文化 C	東灘区文化 C	垂水区文化 C	合計	(人)
令和 6 年度	63	102	13	8★満席	48★満席	62★満席	44	277	—
令和 5 年度	69	70	14	5 (有野小)	21 (梶台小)	53	27 (北須磨文化 C)	190	440

※参考として昨年の同時期の状況も掲載。(令和 6 年度は 5 月 17 日、令和 5 年度は 5 月 16 日時点)

※療育センターとは、神戸市総合療育センター(まるやま学園, のぼら学園, ひまわり学園)の 3 学園を示す。

(2) 学びの場の変更

就学後においても子供の成長とともに必要に応じて教育的ニーズを再整理し、学びの場を見直す視点が必要であることから、学校園からの特別支援学級への入級や特別支援学校への転学等についての相談に対し、助言を行っている。

また今年度 8 月より、子供の教育的ニーズに応じた就学先の選択につながることを目的とし「中学校進学に向けた情報提供と個別の相談」を実施する。

※ 6 月下旬配信予定

2 教育相談

◆相談センター開設(令和 4 年度)以前以降実績

	学校・保護者相談電話	教育相談受付	学校訪問	検査面談	医療教育相談
令和 5 年度	3,319 件	617 件	869 件	321 件	146 件
令和 4 年度	2,956 件	638 件	830 件	328 件	120 件
令和 3 年度	1,768 件	469 件	772 件	360 件	155 件

※令和 3 年度は、相談センター立ち上げ準備のため 12 月末までで新規申込をストップした。